第2章 防災組織

第1節 五戸町防災会議

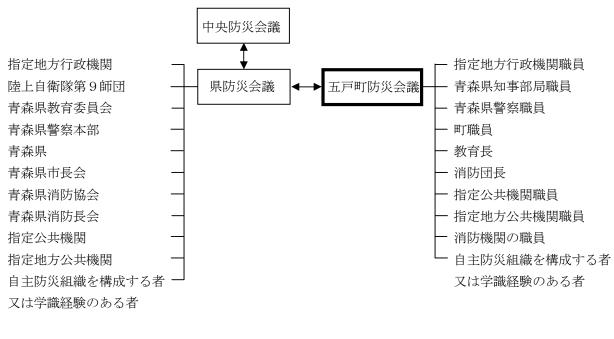
町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町区域内の防災関係機関、公共的団体、その他 防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的、かつ、計画的な実施を図るため、長の附属機関 として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるも のとする。

1 組織

防災会議条例に基づく組織は、会長である町長と次に掲げる者(委員)をもって組織する。 (五戸町防災会議条例第3条第5項)

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 消防機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

[五戸町防災会議組織図]



 五戸町防災会議条例
 資料編
 2-1-1

 五戸町防災会議運営要項
 資料編
 2-1-2

 五戸町防災会議委員名簿
 資料編
 2-1-3

2 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

3 所掌事務

五戸町防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第2節 五戸町災害対策本部

町の地域内に地震災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、町防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

五戸町災害対策本部条例 資料編 2-2-1

1 設置・廃止及び伝達(通知)

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

- (1) 設置基準
 - ア 災害対策本部は、次の基準に該当したときに設置する。

町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき

- イ 災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ町長が必要と認めるときに設置する。
 - (ア) 町内で震度5弱、5強を観測する地震が発生し、大規模な被害が発生したとき、 又は発生するおそれがあるとき
 - (イ) 地震により大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

- (3) 設置及び廃止時の通知等
 - ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、 災害対策本部の表示を、災害対策本部を設置した庁舎の庁舎正面玄関及び災害対策本部 設置場所に掲示する。

| 通知及び公表先 | 伝達方法 | 担当班 |
|------------------------------|--------------------------------------|-----|
| 防災会議委員 | 電話 | 総務班 |
| 本部員及び各班等 | 庁内放送、電話、ほっとスルメール | " |
| 知事 | 電話 | " |
| 警察・消防 | 電話 | 11 |
| 指定地方行政機関・指定公共 機関・指定地方公共機関 | 電話 | II |
| 報道機関等 | 電話、プレスリリース | 11 |
| 一般住民 | 報道機関、広報車、防災行政無線、 ホームページ、ほっとスルメール等 | n . |

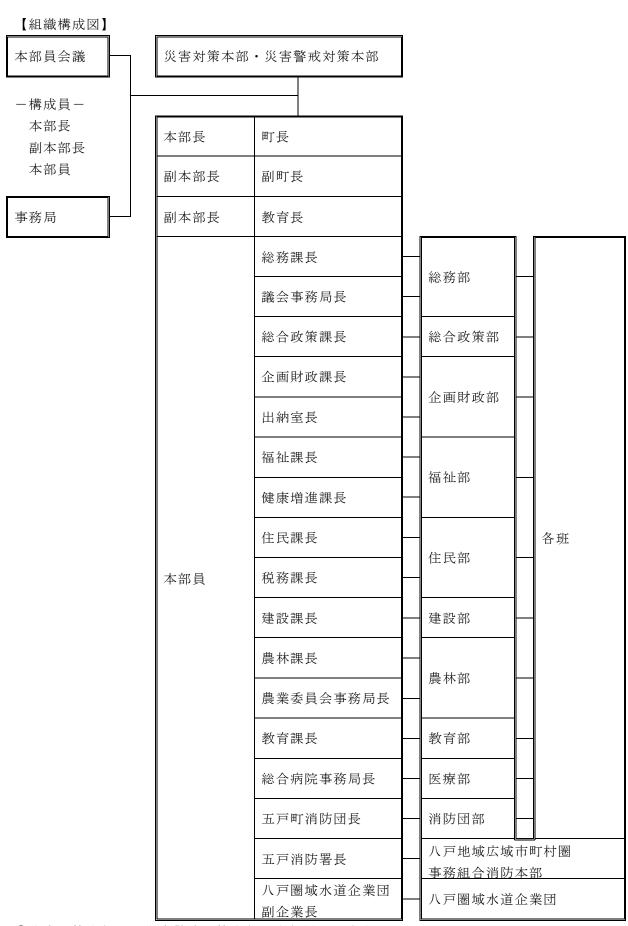
イ 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準ずる。

2 組織・編成及び業務分担

- (1) 災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。
 - ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。
 - イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員 を部長とする部及び本部員又は課長補佐にある者等を班長とする班を置き事務を処理 する。
 - ウ 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部員会議、 本部の事務を整理する事務局を置く。
 - エ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都 度開催する。
 - オ 災害対策法第23条の2の関係により消防事務及び水道行政全般を処理している八戸広域市町村圏事務組合、八戸圏域水道企業団はその区域を管轄する消防長等について併任の発令なしに、本部員とすることが出来る。
 - カ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指 名する者を現地災害対策本部長として充てる。

現地災害対策本部は本部長の指示による応急対策の推進を実施し、被害及び復旧状況の情報分析を行う他、関係機関との連絡調整を行う。また緊急を要する応急対策の実施も併せて行う。

キ 本部員及び各班長等は、要員の行動マニュアルや必要な資機材を整備するなどして、 平時から災害対策本部の業務に備えるものとする。



○災害対策本部及び災害警戒対策本部は本部員で対応する。

(2) 災害対策本部班別業務及び八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部災害指揮本部業務、 八戸圏域水道企業団災害対策本部業務は次のとおりとする。

ア 五戸町災害対策本部班別業務分担

災害対策本部班別分担業務については、災害時の規模等により必要がある場合、各部・各班の分担事務を超えて業務を行うこととする。

各部内においては各班の連携態勢をお互い図るものとする。

| | | | | ・(は台虹の連携忠劣をね互い凶るものとする。 | |
|--------|----|--------|--------|---------------------------------|-----|
| 部 名 | 部長 | 班 名 | 班 長 | 分 担 事 務 | 要員 |
| 総 | 総 | 総 | 総 | 1 災害対策本部の運営及び統括に関すること | 総 |
| 務部 | 務課 | 務 | 務課 | 2 防災会議に関すること | 務課員 |
| 司 | 長 | 班 | 長 | 3 知事への防災ヘリコプター運航要請に関すること | 員 |
| | | | 補佐 | 4 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること | |
| | | | MT. | 5 災害救助法関係の総括に関すること | |
| | | | | 6 災害情報の総括に関すること(報道機関発表含む) | |
| | | | | 7 他の市町村長等への応援要請及び連絡に関すること(給水等を除 | |
| | | | | <) | |
| | | | | 8 知事への応援要請に関すること(給水を除く) | |
| | | 行 | 総 | 1 被災状況の把握及び報告に関すること | |
| | | 政 防 | 務課 | 2 気象情報等の総括に関すること | |
| | | 災 | 長 | 3 諸団体(自主防災組織・自治会)への協力要請及び動員に関する | |
| | | 班 | 補佐 | こと | |
| | | | 1 | 4 消防団に関すること | |
| | | 庶 | 総 | 1 総務課分掌事務に係る被災情報の収集に関すること | |
| | | 務 | 務 班 | 2 庁舎の被害調査及び応急対策に関すること | |
| | | 人 | 長 | 3 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること | |
| | | 事 班 | | 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること | |
| | | - | | 5 視察者及び見舞者の応接に関すること | |
| | | | | 6 被災地の視察に関すること | |
| | | | | 7 職員の非常招集及び配置に関すること | |
| | | | | 8 車両の確保及び配車に関すること | |
| | | | | 9 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること | |
| | | | | 10 庁舎職員等避難者の整理誘導に関すること | |
| | | | | 11 応援職員の要請及び連絡調整に関すること | |
| | | | | 12 労務等の配分に関すること | |
| | | | | 13 所管施設の安全管理に関すること | |
| | | | | 14 災害関係の陳情に関すること | |
| | | 管 | 管 | 1 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること | |
| | | 財 班 | 財 班 | 2 応急復旧工事の請負契約に関すること | |
| | | 1)I | 長 | 3 資機材及び燃料、雑貨等の確保に関すること | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | 議 | 議 | 1 | 議会事務局分掌事務に係る被災情報の収集に関すること | 議 | | |
|--|--------|------|----|----------------------------|------------------|---|----------------|
| | 会班 | 会事 | 2 | 議会との連携に関すること | | | |
| | 7). | 務 | 3 | 災害現場等の議員等の視察に関すること | 会事務局 | | |
| | | 局長 | 4 | 所管施設の安全管理に関すること | 局 | | |
| | | K | 5 | 他の班との連携に関すること (災害執務応援対応) | 員 | | |
| | 地 | 各 | 1 | 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関すること | 夂 | | |
| | 域 対 | 各支所長 | 支配 | 2 | 管内関係団体との連絡に関すること | 支 | |
| | 策班 | | 3 | 所管施設の安全管理に関すること | 各支所職員 | | |
| | | 班 | 班 | 班 | | 4 | 避難所開設・運営に関すること |
| | | | 5 | 広聴活動に関すること | | | |
| | | | 6 | 住民の相談に関すること | | | |
| | | | 7 | 各支所の被害調査に関すること | | | |

| 部名 | 部長 | 班名 | 班長 | 分 担 事 務 | 要員 |
|-------|--------|--------|----------|---|--------|
| 総合政策部 | 総合政策課長 | 輸送・通信班 | 総合政策課長補佐 | 1 分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 被災者等緊急輸送の確保に関すること 3 バス運行路線の確保に関すること 4 バス運行の広報に関すること 5 緊急輸送車両の確保・運行等に関すること 6 運輸通信関係の被害調査及び連絡調整に関すること 7 総務部との連携に関すること | 総合政策課員 |
| | | 商工班 | 総合政策課長補佐 | 1 分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること 3 商工業関係の被害届の受付及び被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること 4 観光施設等の安全対策に関すること 5 観光客等に対する避難情報の提供等に関すること 6 電気・ガス関係の被害調査及び連絡調整に関すること 7 資機材及び燃料、雑貨等の確保に関すること 8 所管施設の安全管理に関すること 9 輸送・通信班及び財政班との連携に関すること | |

| 部名 | 部長 | 班名 | 班長 | 分 担 事 務 | 要員 |
|-------|--------|-------|----------|--|--------|
| 企画財政部 | 企画財政課長 | 企画調整班 | 企画財政課長補佐 | 1 分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 災害の記録(写真を含む)及び HP 災害情報更新に関すること 3 所管施設の安全管理に関すること 4 総合政策部との連携に関すること | 企画財政課員 |
| | | 財政班 | 財政班長 | 1 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること2 災害応急対策関係予算の措置に関すること3 救援金の配分計画及び配分に関すること4 所管施設の安全管理に関すること5 総務部との連携に関すること | |
| | | 出納班 | 出納室長 | 1 出納室分掌事務に係る被災情報の収集に関すること2 救援金の受領及び保管に関すること3 災害関係経費の経理に関すること4 所管施設の安全管理に関すること5 財政班との連携に関すること | 出納室員 |

| 福祉部 福祉課長 福祉課長 1 分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 救護所の開設に関すること 救護所の開設・運営に関すること 接難所の開設・運営に関すること 接難住民等の被接に関すること 接難住民等の被接に関すること 7 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること 8 災害対策用物品、資器材(医薬衛生用品、消毒剤等)の調達に関すること 9 避難者名簿の作成に関すること 10 避難者の把握(避難先等)に関すること 11 日赤奉仕団に関すること 12 ボランティアの受入れ及びその動員に関すること 13 園児等に対する支援体制の整備及び啓発に関すること 14 住民部との連携に関すること 14 住民部との連携に関すること 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 福祉施設との連絡調整に関すること 15 避難者名簿の作成に関すること 2 福祉施設との連絡調整に関すること 15 避難者名簿の作成に関すること 2 福祉施設との連絡調整に関すること 6 避難者の収集・整理に関すること 6 避難者の収集・整理に関すること 6 避難者の収集・整理に関すること 6 避難者の把握(避難先等)に関すること 7 所管施設の安全管理に関すること | 部名 | 部長 | 班 名 | 班長 | | 分 担 事 務 | 要員 |
|--|----|--------|--------|-------------|---|--|----------|
| 8 福祉施設との連絡調整に関すること | 祉 | 祉 課 | 祉班 | 社課長補佐 福祉課長補 | 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 2 3 4 5 6 7 | 救護所の開設・運営に関すること 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 救護物品の受領及び保管並びに配分・運搬に関すること 避難住民等の救援に関すること 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること 災害対策用物品、資器材(医薬衛生用品、消毒剤等)の調達に関す ること 避難者名簿の作成に関すること 避難者の把握(避難先等)に関すること 日赤奉仕団に関すること ボランティアの受入れ及びその動員に関すること 園児等に対する支援体制の整備及び啓発に関すること 住民部との連携に関すること 全民部との連絡調整に関すること 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 福祉施設との連絡調整に関すること 安否情報の収集・整理に関すること 避難者名簿の作成に関すること 避難者名簿の作成に関すること 避難者の把握(避難先等)に関すること 避難者の把握(避難先等)に関すること | 祉課員・健康増進 |

| 支援班 | 福祉課長補佐 | 1 2 3 4 5 6 | 分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 福祉施設との連絡調整に関すること 要配慮者に対する安全確保対策に関すること 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 福祉避難所の開設に関すること | |
|-----|--------|----------------------------|--|--|
| 保健班 | 健康増進課長 | 1 2 3 4 5 6 | 分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 保健衛生に関すること 防疫に関すること 避難所等における健康管理及び衛生管理に関すること 心の相談に関すること 医療部との連携に関すること | |

| 部名 | 部長 | 班 名 | 班長 | 分 担 事 務 | 要員 |
|-----|------|----------|------------|--|-----------|
| 住民部 | 住民課長 | 住民支援班調查班 | 住民課長補佐税務課長 | 1 住民課分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 炊き出しその他食品の供給に関すること 3 生鮮食料品等の確保に関すること 3 食料品等の調達及び配分に関すること 4 避難者名簿の作成に関すること 5 避難者の把握(避難先等)に関すること 6 所管施設の安全管理に関すること 7 福祉部及び他の班との連携に関すること 1 税務課分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること 3 被災者名簿の作成に関すること 4 災害に伴う町税の減免措置に関すること 5 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関すること | 住民課員・税務課員 |
| | | 環境衛生班 | 戸籍住民班長 | 6 被災建築物応急危険度判定に関すること 7 所管施設の安全管理に関すること 8 建設部、農林部及び住民支援班との連携に関すること (被害調査に関すること及び避難者に関する連携) 1 廃棄物の処理及び清掃に関すること 2 水質検査(飲料井戸水)に関すること 3 所管施設の安全管理に関すること 4 被災動物の保護収容、逸走対策に関すること 5 遺体の埋火葬及び証明に関すること | |

| 部名 | 部長 | 班 名 | 班長 | 分 担 事 務 | 要員 |
|-----|------|--------|--------|---|------|
| 建設部 | 建設課長 | 水道・住宅班 | 建設課長補佐 | 1 分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 所管施設の安全管理に関すること 3 上下水道施設の被害調査及び応急対策・連絡調整に関すること 4 上下水道施設の復旧に関すること 5 水質検査に関すること 6 八戸圏域水道企業団との連絡調整・協力に関すること。 7 断減水時の広報及び給水活動に関すること 8 公共建築物の被害調査及び応急処理に関すること 9 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること 10 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関すること 11 応急仮設住宅の被害調査並びに応急対策及び町営住宅への特定入居に関すること | 建設課員 |
| | | 土木班 | 建設課長補佐 | 1 災害対策用車両の確保及び配車に関すること 2 道路交通の確保に関すること 3 道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 4 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること 5 河川(水防)に関すること 6 障害物の除去に関すること 7 災害復旧資器材の確保に関すること 8 農林部との連携に関すること (被害調査及び応急対策に関すること) | |

| 部名 | 部長 | 班名 | 班長 | | 分 担 事 務 | 要員 |
|-----|------|-----|--------|---|--|------|
| 農林部 | 農林課長 | 農林班 | 農林課長補佐 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 | 農林課分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること 主要食糧の確保及び応急供給に関すること 農林業関係被災者への融資のあっせんに関すること 農林業関係の被害届の受付及び被害証明に関すること 災害時における労働力の確保に関すること 所管施設の安全管理に関すること 家畜関係の被害調査及び応急対策に関すること 飼料の調達あっせんに関すること 家畜伝染病の防疫、病害虫の防除に関すること 死亡獣害の処理に関すること 農道・林道・ため池等の被害調査及び応急対策に関すること 建設部との連携に関すること (被害調査及び応急対策に関すること) | 農林課員 |

| | 農業班 | 農業委員会事務局長 | 1 2 3 4 5 | 農業委員会分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること 農地等の被害届の受付及び被害証明に関すること 所管施設の安全管理に関すること 農林班との連携に関すること | 農業委員会事務局職員 | |
|--|-----|-----------|-----------------------|--|------------|--|
|--|-----|-----------|-----------------------|--|------------|--|

| 部名 | 部長 | 班 名 | 班長 | 分 担 事 務 | 要員 |
|-----|------|-----------|--------------|---|------|
| 教育部 | 教育課長 | 学務班 社会教育班 | 教育課長補佐社会教育班長 | 1 分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 学校施設の被害調査に関すること 3 学校施設の応急対策に関すること 4 文教関係の被害記録に関すること 5 被災児童生徒等(幼児を含む。以下同じ)の調査に関すること 6 応急の教育に関すること 7 学用品の調達、給与に関すること 8 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること 9 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること 10 学校給食の確保に関すること 11 所管施設の安全管理に関すること 12 福祉部及び住民部との連携に関すること 12 福祉部及び住民部との連携に関すること 14 社会教育、体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 諸団体(女性団体・青年団等)への協力要請及びその動員に関すること 3 諸団体(女性団体・青年団等)への協力要請及びその動員に関すること | 教育課員 |
| | | 施設 | 各施 | 4 所管施設の安全管理に関すること 5 他の班との連携に関すること 1 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関すること 2 所管施設の安全管理に関すること | 各施 |
| | | 管理班 | 設長 | 2 所官施設の安全官理に関すること 3 避難所開設・運営に関すること 4 広聴活動に関すること 5 住民の相談に関すること 6 各施設の被害調査に関すること | 施設職員 |

| 部名 | 部長 | 班 名 | 班長 | 分 担 事 務 | 要員 |
|-----|----------|--------|--------------|--|------|
| 医療部 | 総合病院事務局長 | 医療施設班 | 事務局次長(管理班担当) | 1 分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 医療部内の庶務及び連絡調整に関すること 3 職員の非常招集及び配置に関すること 4 負傷者の把握に関すること 5 施設の被害調査及び応急対策に関すること 6 患者の給食の確保に関すること 7 所管施設の安全管理に関すること 8 関係医療機関等との連絡調整に関すること 9 災害情報等について災害対策本部への連絡に関すること | 病院職員 |
| | | 医療救護班 | 事務局次長(医事班担当) | 1 医療等に関すること 2 医療救護班の編成に関すること 3 医療救援隊との連絡調整に関すること 4 遺体の処理(埋火葬を除く)に関すること 5 傷病者等の医療救護及び看護に関すること 6 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること 7 患者の避難誘導に関すること 8 福祉班との連携・応援に関すること | |

| 部名 | 部長 | 班 名 | 班長 | 分 担 事 務 | 要員 |
|------|------|--------|------|---|------|
| 消防団部 | 消防団長 | 消防班 | 各大隊長 | 1 消防関係施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 消防及び水防活動に関すること 3 警戒区域の設定に関すること 4 消防団員の出動命令に関すること 5 避難の誘導及び救助・救出並びに捜索活動に関すること 6 防災関係機関への連絡及び相互応援に関すること 7 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること 8 危険物等に対する応急措置及び対策に関すること 9 消防資器材の調達及び広報に関すること 10 障害物の除去及び写真記録に関すること 11 警報等の広報・伝達に関すること | 消防団員 |

イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部災害指揮本部業務分担

| 部名 | 総括 | 本部・署 | 課署長 | 分担事務 | 要員 |
|-----------|------------|-------|--------|---|---------------|
| 八戸地域市町村圏事 | 、戸地域市町村圏事 | 総務課 | 総務課長 | 災害事務の連絡に関すること 非常召集の連絡事務に関すること 災害情報の報道に関すること 災害記録に関すること 燃料、物資及び必要品の調達配布に関すること | 総務課職員 |
| 務組合消防本部 | 務組合消防本部消防長 | 警防課 | 警防課長 | その他特命事項に関すること 部隊運用に関すること 指揮運用に関すること 応援出動隊の編成に関すること 災害状況の把握に関すること 緊急消防援助隊等に関すること その他特命事項に関すること | 警防課職員 |
| | | 予防課 | 予防課長 | 災害による被害状況の調査に関すること 二次災害の予防対策に関すること 災害広報に関すること 災害報告の収集及び連絡に関すること その他特命事項に関すること | 予防課職員 |
| | | 指令救急課 | 指令救急課長 | 指令管制業務に関すること 防災関係機関との連絡に関すること 警報及び気象状況等の伝達に関すること その他特命事項に関すること | 指令救急課職員 |
| | | 五戸消防署 | 五戸消防署長 | 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること 被災者の救出、救護及び捜索に関すること 避難の誘導に関すること 障害物の除去に関すること 罹災証明に関すること | 五戸消防署 管内職員 |

ウ 八戸圏域水道企業団災害対策本部班別業務分担

| 本部長 | 副本部長 | 危機管理監 | 部名 | 部長 | 班名 | 班長 | 業務内容 | 要員 |
|--------------|------|--------------|-------------|--------|--------|----------|---|----------------------|
| 八戸圏域水道企業団副企業 | 事務局長 | 次長兼総務課長兼危機管理 | 総務部 | 経営企画課長 | 総務班 | 経営企画課長補佐 | 災害対策本部事務局に関すること 国・県及び関係市町・関係機関との調整に関すること 災害補助申請に係ること 職員の参集状況の把握に関すること 本庁舎の被害調査並びに応急対策に関すること 他の部、班に属さない事項 | 総務課員 経営企画 課員 管財出納 課員 |
| 長 | | 埋 監 | | | 広報班 | 総務課長補佐 | 1 報道機関との調整に関すること 2 広報活動及び記録写真に関すること | |
| | | | | | 物品等調達班 | 管財出納課長 | 車両・資機材・寝具・食糧その他の物品及び 用品調達に関すること 工事・調達等契約の総括に関すること 協力団体等の受入れ及び宿舎の確保に関すること 被災者に対する見舞金及び補償金請求・精算に関すること | |
| | | | 給水部 | 料金課長 | 給水第一班 | 給水装置課長 | 1 応急給水計画の作成に関すること2 応急給水活動に関すること3 応急給水支援団体の受付及び配置に関すること | 料金課員 検査室員 給水装置 課員 |
| | | | | | 給水第二班 | 検査室長 | | |
| | | | 復 旧 部 | 配水課長 | 復旧第一班 | 配水課長補佐 | 無線の総括管理に関すること 応急復旧に伴う水運用計画及び配水計画に 関すること 施設の情報収集及び被害調査並びに復旧に 関すること | 配水課員工務課員 |
| | | | | | 復旧第二班 | 工務課長 | 4 復旧工事の計画実施に関すること 5 復旧工事の図面・写真等資料の作成に関すること 6 工事業者等の手配及び応急復旧の指示に関すること | |

| 浄水部 | 浄水課長 | 浄水班 | 浄水課長補佐 | 1 2 | 所管施設の情報収集及び復旧に関すること 浄水場の運転・維持管理に関すること | 浄水課員 水質管理 課員 |
|-----|------|-----|--------|-----|--|--------------------|
| | | 水質班 | 水質管理課長 | 1 | 水質管理に関すること | |

3 災害対策本部設置時に準じた措置

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報及び水防指令等の発令状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、町長は、災害警戒対策本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害警戒対策本部等の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

- (1) 災害警戒対策本部の設置
 - ア 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、町の地域内に甚大 な被害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるとき
 - イ その他町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認める とき
- (2) その他の対策本部等の設置

被害対策等を迅速かつ強力に推進する必要がある場合は、被害対策本部等を設置する。

第3節 動員計画

町の地域内において災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合に、町は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

1 配備基準

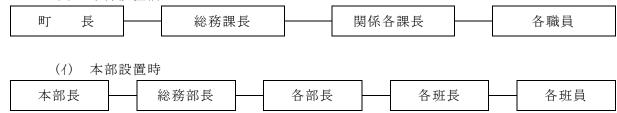
配備基準は次のとおりとする。

| 即開基準は次のと | 1000 | | Г |
|--|--|--|--|
| 配備区分 | 配備時期 | 実施内容 | 配備要員 |
| 警戒配備 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢 | 町内で震度4 を観測する地震が発生したとき 町長が特にこの配備を指示したとき | 総務課は、地震情報 及び関係機関等から の情報を待機している各課等に伝達する。 各課等は、各種情報 収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。 | 1 勤務時間内は全課で対処する。 2 休日等の勤務時間外は、総務課防災担当職員及び各課の課長・課長補佐級で災害時に課の代表となる者等が登庁し、対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。 |
| 非常配備全庁をあげて対処する態勢 | 町内で震度5 弱、5強を観測する地震が発生したとき 町長が特にこの配備を指示したとき | 1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する。 | る。 1 各課等の災害応急対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課等の災害応急対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる体制で自宅待機する。(災害対策本部が設置された場合は各課長等が連絡し、その他の職員を参集させる。) |
| | 1 町内で震度 6 弱以上を観測す る地震が発生し たとき | 1 直ちに災害対策本部 設置 2 災害対策本部の分 担事務に従って災害 応急対策を実施する。 | 1 全職員が対処する。2 休日等の勤務時間外においても、全職員が登庁して対処する。 |

- (注) 1 勤務時間外の非常配備態勢下での参集場所は、勤務場所を原則とするが不可能な場合は所属課長に連絡し、最寄りの庁舎・支所等に参集し、本庁舎及び各支所においては総務課長、公民館・図書館・給食センター・スポーツ振興公社関係庁舎においては教育課長の命に従う。
 - 2 「災害応急対策要員」とは、各課長等が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。 ※ 平成29年2月に消防庁速報要領が改正となり、報告基準が震度5弱からとなったこと等を踏まえ、県では、職員参集における全庁対応の基準を「震度4」から「震度5弱」に変更している。 (平成29年4月1日から運用開始)

2 職員の動員

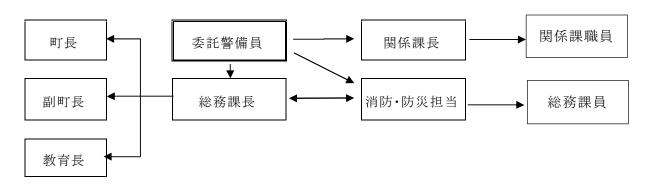
- (1) 動員の方法
 - ア 職員の動員は、職員初動体制マニュアルに基づくものとし、原則として、連絡を待た ずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお、連絡を要する場合は、次の連絡系 統により行う。
 - (7) 本部設置前



- イ 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。
- ウ 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなお かつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務部長に応援職員の配置を求めるこ とができる。
- エ 各部長は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。
- (2) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続の為、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた業務継続計画を策定するとともに、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて業務継続計画の見直し等、業務継続性の確保を図る。

(3) 当直者(委託警備員)からの通報による非常連絡 勤務時間外における警備員からの非常連絡は、次により行う。



- ※ 火災等は、八戸消防本部から本庁舎の黒電話(62-5288)に連絡が入る。
- ※ 火災サイレン、放送は、消防本部で全町一斉放送する。
 - (4) 勤務時間外における職員の心得
 - ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、職員初動体制マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事 するよう努めなければならない。なお、参集場所と方法については、次の点に留意する こと。

- (ア) 災害が広域又は相当規模に発生した場合
 - ① 災害が発生又は発生するおそれがある場合、全職員は勤務場所等のあらかじめ定められた参集場所に自主参集すること。
 - ② 上記に該当する災害が発生又は発生するおそれがある場合で、かつ休日夜間等の勤務時間外である場合は、災害による被害が避けられると考えられる最寄りの指定避難所等へ家族等を速やかに避難させるなど、安全を確認したのち指定された場所に自主参集すること。
 - ③ 職員は、被害が想定される区域の通行を避け、安全かつ確実な経路・方法により自主参集すること。
- イ 職員は、出勤途上知り得た被害状況又は災害情報を所属課長(班長)(又は参集場所 の指揮者)に報告する。

所属課長(班長)(又は参集場所の指揮者)は、重要な被害情報等を災害対策本部(事務局)に報告する。

また、特定の施設、箇所等の被害状況について把握が必要な場合は、あらかじめ情報収集 を行った後に参集する職員を定めておくものとする。

(5) 複合災害対策

複合災害(同時又は連続して2件以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、後発災害への要員・資機材の投入判断や外部からの支援の早期要請等に係る対応計画等を作成するなどの備えを充実させるとともに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害を想定した図上訓練等を実施することとする。